

。内閣府令第五十二号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条の四の七第一項及び第二項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第百九十三条の規定に基づき、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年九月三十日

内閣総理大臣 野田 佳彦

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第一条 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第七十一条第二項中「当連結会計年度期首」を「前連結会計年度末」に改める。

（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第二条 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）の一

部を次のように改正する。

第三章中「第六節 雑則」を「第七節 雑則」に改める。

第六十条第一項、第六十二条第一項及び第六十四条第一項中「前事業年度末」を「当事業年度期首」に改める。

様式第六号記載上の注意3中「~~中間連結財務諸表~~」を「~~中間連結財務諸表~~」に改める。

（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第三条 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第七十二条第二項中「当連結会計年度期首」を「前連結会計年度末」に改める。

第七十五条中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に改める。

様式第六号記載上の注意3中「~~評価・換算差額等~~」を「その他の包括利益累計額」に、「前連結会計年度末」を「前連結会計年度期首」に改め、同記載上の注意4中「~~評価・換算差額等~~」を「その他の包括利益累計額」に改める。

(企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第四条 企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)の一部を次のように改正する。

第四号の三様式記載上の注意<sup>(21)</sup>ロ中「第1四半期会計期間である場合」を「第1四半期連結会計期間である場合又は提出会社が特定事業会社であつて当四半期連結会計期間が第3四半期連結会計期間である場合」に改め、同記載上の注意<sup>(24)</sup>に次のように加える。

ロ 提出会社が特定事業会社であつて、当四半期連結会計期間が第3四半期連結会計期間である場合には、当四半期連結会計期間に係る損益の状況を四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により記載することができる。

第四号の三様式記載上の注意<sup>(27)</sup>ロ中「である場合」の次に「又は提出会社が特定事業会社であつて当四半期会計期間が第3四半期会計期間である場合」を加え、同記載上の注意<sup>(29)</sup>に次のように加える。

ロ 提出会社が特定事業会社であつて、当四半期会計期間が第3四半期会計期間である場合には、当四半期会計期間に係る損益の状況を四半期損益計算書の形式により記載することができる。

第四号の三様式記載上の注意<sup>(30)</sup>ロ中「に該当する場合」を「である場合に」に、「に記載すること」を「

に記載することができる」に改める。

## 附 則

この府令は、公布の日から施行する。